

ミンクール（室蘭市男女平等参画センター）の余裕スペース活用事業者に係る公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

令和元年12月3日

室蘭市教育委員会教育長 國 枝 信

記

1 募集する余裕スペース等の概要

- (1) **所在地** 室蘭市東町4丁目29番1号
- (2) **余裕スペースの場所** ミンクール1階の旧調理実習室 107.2㎡
- (3) **現状での使用** 現状での使用許可とし、活用対象室の活用の際に必要な内部造作、設備等は、使用許可を受けて活用対象室を使用する事業者（以下「活用事業者」）が負担する。（内覧希望は、公募期間中は随時対応）
- (4) **駐車場の有無** 活用事業者の専用駐車場はない。業務従事者用、来客用等の駐車場が必要な場合は、別途、活用事業者により確保する必要がある。
- (5) **使用時間** 活用対象室の使用時間は、ミンクールの閉館時刻（21:00）までの使用とする。朝の使用開始時刻については、ミンクールの開館時刻（8:45）を基本とするが、必要により相談に応じる。

2 使用に関する事項

- (1) **使用の形態** 行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）
- (2) **使用許可期間** 原則許可日から1年間（当初提案額による更新有り）、許可日、協議可
- (3) **使用料** 提案額（光熱水費を除く。）（提案額に税を加えた額を使用料とする。）
最低提案金額、月額82,240円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (4) **支払方法** 1年分の一括、又は四半期ごとに分割支払い。
- (5) **光熱水費の負担** 活用事業者は、使用料のほか、光熱水費を負担することとするが、その額及び支払方法等については、実費相当額として市が算定する方法にしたがい、市の指定する期限までに支払うものとする。
- (6) **原状回復及び返還** 許可期間中、活用事業者が、建物、附属設備等を善良な管理者の注意をもって管理する。
活用事業者は、許可期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に復して返還しなければならない。ただし、原状回復について市が特に認めるときは、この限りではない。
- (7) **損害賠償** 活用事業者が、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復するか又は市が定める損害額を賠償しなければならない。
- (8) **その他** 活用対象室の使用に際しては、この要項に定めるもののほか、室蘭市行政財産使用料条例、室蘭市公有財産規則、その他法令、市の取扱要領等に定めるところによる。

3 募集期間

令和元年12月3日（火）から令和元年12月17日（火）まで

4 参加資格

参加資格は次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 室蘭市入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225条）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 税金の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) その他、使用許可を受ける者として適さないと判断される者でないこと。

5 応募手続き

「ミンクール余裕スペース活用事業者公募型プロポーザル募集要項」のとおり
室蘭市HPで公表中

6 スケジュール

- (1) 12月10日 質問書受付期限
- (2) 12月17日 参加申込書提出期限
- (3) 12月下旬 審査
- (4) 12月下旬から1月上旬 使用許可者の決定、市HPでの公表・周知
- (5) 1月下旬までに 使用許可手続き

7 担当部署

〒051-8511 室蘭市幸町1-2

室蘭市教育委員会生涯学習課

電話（0143）22-5075

FAX（0143）22-6602

Eメールアドレス syougaigakushuu@city.muroran.lg.jp